

健生食輸発0815第2号
令和7年8月15日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(ベトナム産リュウガン(ロンガン)の実のトリシクラゾール)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第1号(最終改正：令和7年8月12日付け健生食輸発0812第1号)により通知したところである。
今般、輸入時のモニタリング検査において、ベトナム産リュウガン(ロンガン)の実からトリシクラゾールを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。
なお、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間は、自主検査にて対応することとし、検査命令を開始する日については、別途連絡することとする。

記

別添1のベトナムの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
リュウガン(ロンガン)の実及びその加工品(簡易な加工に限る。)	—	トリシクラゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるトリシクラゾールが検出されるおそれがあるため。

を追加する。